

学校跡地等活用申請 申請要項

◆目的

閉校、閉園となった施設について、有効に利活用することを目的として、跡地施設の利用者を選考します。

◆申込方法

跡地施設の活用を希望される方は、審査日の前々月末までに申請書類を提出してください。審査日は5月、8月、11月、2月の20日前後を原則とし、受付期間は下記のとおりとします。

- | | |
|---------|----------------|
| ① 5月審査 | 受付期間(1月～3月末) |
| ② 8月審査 | 受付期間(4月～6月末) |
| ③ 11月審査 | 受付期間(7月～9月末) |
| ④ 2月審査 | 受付期間(10月～12月末) |

※状況により上記以外に別途審査を行う場合があります。

◆申込条件

跡地施設を活用する者は、次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

- ① 市税の滞納のある者
- ② 会社更生法に基づき、更生手続きの開始申立てがなされている者
- ③ 民事再生法に基づき、更生手続きの開始申立てがなされている者
- ④ 穴粟市暴力団排除推進条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者
- ⑤ 宗教団体又は政治団体及びこれに準ずる者

◆貸付条件

- ① 事業開始から10年間は、土地・建物とも無償貸付を原則とします。
- ② 校舎、園舎及び土地等の一括貸し付けを原則とします。ただし、協議により一部貸し付けとする場合があります。
- ③ 跡地施設は現状有姿での貸付とし、市は貸し付け前、貸し付け後ともに一切の補修等を行いません。
- ④ 跡地施設の維持管理経費は、全て施設使用者の負担とします。
- ⑤ 貸付期間中に跡地施設の改築、取り壊しをしようとするときは、事前に協議することとし、実施の際は関係法令を遵守すること。
- ⑥ 施設使用者は、使用貸借権を第三者へ譲渡又は移転することはできません。
- ⑦ 跡地施設の使用にあたっては、建築基準法や消防法等の関連法令、条例等を遵守するものとし、改修等のために必要な各種法令に基づく届出は施設使用者の負担により行うものとします。
- ⑧ 施設使用者は使用開始以降、施設の譲受についても検討を進めてください。事業開始後、毎年譲受の意向を確認します。

◆申請書類

希望者は、審査日の前々月末までに下記の申請書類を提出してください。

- (1) 宍粟市学校跡地等活用申請書…様式第1号
- (2) 事業計画書…様式第2号
- (3) 収支計画書…様式第3号(※任意様式可)
- (4) 誓約書…様式第4号
- (5) 役員等調書…様式第5号
- (6) 申請者概要書…様式第6号
- (7) その他書類

①法人の場合は法人登記簿謄本、個人の場合は住民票

※申請書類の内容確認のため、担当課による事前ヒアリングを実施します。

◆審査の概要

① 委員会の開催

「宍粟市学校跡地等活用検討委員会規程」に基づく委員により審査を行います。審査は書類、プレゼンテーション及びヒアリングにより行い、プレゼンテーションは申請者により事業説明及び質疑応答をいただきます。

- 出席者 : 説明者を含め3名程度までとする
- 事業説明 : 15分以内
- 質疑 : 15分以内 合計30分以内
- その他 : 説明については、申請書類並びに審査項目説明書に基づき、簡潔に行ってください。

② 審査項目及び配点

審査項目及び配点は次のとおりです。

審査項目	審査基準	配点
事業の目的、内容	1 事業内容の妥当性	40点
	2 事業内容の実現性及び発展性	
	3 事業内容の安定性及び継続性	
「地域との関わり」と「まちづくり」	4 地域との良好な関係の構築	40点
	5 まちづくりへの貢献度	
実施体制、その他	6 事業の実施体制	20点
	7 施設譲渡の可能性	
合計		100点

③ 審査結果の通知

＜申請者が1者の場合＞

審査員の合計得点が満点(800点)の60%(480点)以上の場合、優先交渉権者に決定します。60%(480点)に満たない場合は失格とします。

＜申請者が2者以上の場合＞

審査員の合計得点で最高得点を得た者を優先交渉権者とします。満点(800点)の60%(480点)に満たない場合は失格とします。

同点の場合は審査項目の【「地域との関わり」と「まちづくり」】の合計得点が高い者を優先交渉権者とします。

※選考結果及びその審議内容に関し、申請者からの照会には一切応じません。

◆地元説明会の開催

優先交渉権者は、使用貸借契約を締結するまでの間に跡地施設が所在する地域住民に対して地元説明会を開催し、事業内容を説明いただきます。

◆使用貸借契約の締結

地元説明会后、地域住民から意見があった場合は、その意見も含め優先交渉権者と協議のうえ、使用貸借契約を締結します。なお、協議の結果、双方合意に至らなかった場合、それまでの検討に要した費用等について、宍粟市では一切補償いたしません。

◆その他の事項

- ① 本申請に係る費用については全て申請者の負担とします。
- ② 申請書類の返却はいたしません。
- ③ 申請書類に記載された個人情報、本選考に関する事務においてのみ使用し、それ以外には使用しません。
- ④ 提出書類等は原則として公開しません。ただし、本選考に係る情報公開請求があった場合には、宍粟市情報公開条例の規定に基づき、申請者に明らかに不利益を与えると認められる等の情報を除き、申請者の承諾を得ずに提出書類等を公開することができるものとします。
- ⑤ 本要項に定めがない事項については、当事者間での協議のうえ、決定します。

◆担当窓口

〒671-2593

宍粟市山崎町中広瀬133-6

宍粟市総務部 行政管理課

TEL:0790-63-3000 FAX:0790-63-3061